



内閣府（防災担当）

日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す 情報発信に関する検討会（第1回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和4年8月9日（火） 15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第8号館4階 407-2会議室（オンライン開催）

出席者：片田座長、小室委員、阪本委員、首藤委員、田中委員、山岡委員、横田委員

2. 議事要旨

日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信について、事務局から情報の導入に向けた論点等を説明するとともに、委員間で議論を行った。委員からの主な意見等は次の通り。

○情報が発信された場合、津波に対する備え以外にも揺れによる倒壊や土砂災害への備えなども必要。これらの防災対応については、住民一人ひとりの判断という考え方もあるが、基本の対応について例示することも重要。

○名称については、以下の点に留意して検討すべき。

- ・ 今回の情報発信の対象としては、M9クラスの巨大地震が想定される領域で発生する地震としており、日本海溝については、北部のみ想定震源域としていることを踏まえ、名称を付ける際にも留意すべき。
- ・ 今回の情報は、事前避難を求める南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）とは、とるべき防災対応が明らかに異なるので、混同しないようにすべき。
- ・ 名称を〇〇臨時情報（巨大地震注意）とするのであれば、南海トラフ地震臨時情報では、事前避難を求める“巨大地震警戒”と事前避難までは求めない“巨大地震注意”の2種類があり、今回の情報は”巨大地震注意“に相当することをしっかり示すべき。
- ・ 「後発地震」への注意を促すということが分かる名称にすべきではないか。名称にいない場合には、この情報が後発地震への注意を促すための情報であることをしっかり周知・広報すべき。

- ・「日本海溝・千島海溝地震臨時情報（巨大地震注意）」という名称は長すぎる。
- 今回の情報は、M9クラスの巨大地震が想定される領域（北海道から岩手県沖）で発生する地震への注意を呼びかけるものであるが、M8クラスの地震であれば、この領域から除外されている宮城県沖や福島県沖においても発生する可能性があることを踏まえ、誤解が生じないように情報発信での表現を工夫すべき。
- 呼びかけ案は、あるパターンを想定しておけば対応できる程単純ではなく、様々なケースがあり得ることをしっかりと理解してもらうことも重要。
- 情報を出す際には、すでに起こった地震による被害が発生しているので、救助活動等の観点も考慮し、防災対応の例示等を示すべき。
- 過度な対応を控えてもらうためのよびかけが、逆にそのような対応を助長しかねないことも考慮して、国としての対応を検討すべき。
- 今回の情報を発表した場合に、実際にM8クラス以上の後発の地震が起こる可能性は1/100程度であり、空振りも想定されるものであるので、地震が起こらなかった場合でも、国民一人ひとりの訓練や防災意識の向上につながるようにすることが重要。

以上